

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業 所加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 845単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者 又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービス を行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者 の利用者50人以上にサー ビスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化 加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき +24単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき (3)の80/100)					
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	(2) 30分未満 (448単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (288単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (253単位)	×90/100	+50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 30分未満 (379単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)										

ハ 初回加算 (1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	リハビリテーションプログラム実施加算 1月につき +230単位
	介護老人保健施設の場合						
	介護医療院の場合						1回につき +20単位

ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位も加算)
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学協会管理料又は特定施設入居指導等医療協会管理料を決定する場合)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (294単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (293単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (555単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は常駐介護従事者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合  +100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)				
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (378単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ホ 歯科衛生士が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位)					
	(2) 同一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					
ヘ 看護士(看護士)が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 看護士(看護士)が行う場合 ×90/100				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心神経系疾患患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。